

## ワークショップ「水難救助」WS1-3 東京消防庁水難救助隊の活動について

松浦知哉

東京消防庁 臨港消防署 警防課長

### 【東京消防庁水難救助隊概要】

船舶等の水難事故や河川等への転落事故の対応など、河川や港湾における救助体制を強化するため、昭和49年に発足。現在は、日本橋、臨港、大森、足立、小岩、調布の6署に配置されている。



水難救助隊ワッペン

東京消防庁内の水難救助技術研修を受け潜水士免許を所有する者が水難救助技術を認定され、水難救助隊員として任命される。

### 【出場件数】

東京消防庁管内における水難救助活動件数は、年間約250件程度で、臨港消防署は年間約120件の水難救助事案に出場している。



水難救助隊訓練状況

### 【活動基準】

- (1) 無限圧潜水を原則とし、1回の救助活動でボンベ2本※までの活動とする。※当庁は10Lボンベを採用している。
- (2) 水深22m以浅、水温7°C以上（ドライスーツ着装時は除く）、流速2ノット以下の潜水環境とする。ただし、水難救助隊長と指揮本部長が協議し、安全と判断した場合は潜水可能とする。

### 【災害現場における再圧治療体制】

当庁の水難救助隊の活動は、無限圧潜水を原則としているが、減圧時間の算定については、厚生労働省告示第457条の計算式を適用するとともに、ダイブコンピューターにより減圧管理を実施している。



ヘリによる部隊投入

また、潜水高気圧規則42条に規定されている、「潜水業務を行うときは再圧室を利用できるよう処置しておかなければならない。」についての当庁の対応は、再圧治療が必要と判断した場合は、警防本部（大手町の本部）との連絡体制を確保し、搬送病院を決定することとしている。

海拔300m以上で潜水する高所域潜水においては、次に掲げる事項を徹底している。

- (1) 潜水後24時間は、航空機等に乗らないこと。
- (2) 減圧症を発症する可能性が1気圧下での潜水より高くなるので、再圧治療室を保有する医療機関の選定を警防本部（大手町の本部）に依頼し、救急隊を1隊以上応援要請すること。